

わが家の耐震化について

定住推進課

今年1月1日に発生した能登半島地震において、未耐震の建築物が大きな被害を受けました。町が実施している「わが家の専門家診断事業」、「木造住宅の耐震改修事業（補強計画一体型）」を活用して、わが家の耐震化に努めましょう。1の「わが家の専門家診断事業」については、今年度で事業が終了します。まだ診断を受けていない方は、早めにお申し込みください。

1 わが家の専門家診断事業（無料）※令和6年度で終了します。

内 容	(1) 昭和56年5月以前（築43年以上）に建築された木造住宅を対象に 無料 で専門家（町内在住の静岡県耐震診断補強相談士）が、ご自宅に伺って、耐震診断を実施します。後日、再度伺って耐震診断結果の報告をさせていただきます。 (2) 電話での受付を行っていますので、定住推進課までお気軽にお申し込みください。
-----	---

2 木造住宅の耐震改修事業（補強計画一体型）

内 容	木造住宅の補強計画策定に基づいて、耐震改修工事を実施します。ただし、 耐震改修工事まで完了しないと補助金の対象外 になりますので、ご注意ください。
補 助 金 額	一般世帯・・・1戸につき、最大 120万円 を補助します。 高齢者等世帯・・・1戸につき、最大 140万円 を補助します。 高齢者等世帯とは、以下の4つのいずれかに該当するものをいいます。 (1) 65歳以上の方がのみが居住している場合 (2) 身体障害者手帳の交付を受け、身体障害程度等級が1級又は2級の方が居住している場合 (3) 介護保険法による要介護又は要支援認定を受けている方が居住している場合 (4) 療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が居住している場合
補 助 の 条 件	耐震改修工事期間中に、耐震改修の宣伝等を行っていただきます。

定住推進課 住まい支援係までお気軽にお問い合わせください。電話 85-6321